

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成20年度
計画変更年度	平成23年度
計画変更年度	平成25年度
計画変更年度	平成26年度
計画変更年度	平成26年度
計画変更年度	平成29年度
計画変更年度	令和2年度
計画主体	身延町

## 身延町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 身延町役場産業課  
所在地 山梨県南巨摩郡身延町切石 350  
電話番号 0556-42-4805  
FAX番号 0556-42-2127  
メールアドレス sangyo@town.minobu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アライグマ・タヌキ・アナグマ・ハクビシン・ツキノワグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	身延町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	78a 743千円
	いも類	37a 326千円
	計	115a 1,069千円
ニホンジカ	豆類	90a 585千円
	雑穀	104a 222千円
	野菜	85a 867千円
	スギ、ヒノキ	—
	計	279a 1,674千円
ニホンザル	果樹	158a 915千円
	野菜	106a 637千円
	麦類	42a 3千円
	豆類	162a 1,039千円
	水稲	50a 88千円
	計	518a 2,682千円
アライグマ	—	被害報告なし
タヌキ	—	被害報告なし
アナグマ	—	
ハクビシン	—	
ツキノワグマ	—	被害報告なし 目撃情報数件
合計		912a 5,425千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどをはじめとする野生鳥獣による農林産物の被害は、耕作放棄地等の拡大により、平坦地や宅地付近の農地でも被害が発生している。

### ・イノシシ

稲やいも類の食害、農作物の踏み倒しなどの被害が発生している。また、畑の掘り返しや収穫期の水田への侵入による稲の被害も増えている。

### ・ニホンジカ

田植え直後の稲の食害や大豆、野菜類の被害が発生している。特に発芽した大豆の葉の食害が深刻となっており対策が必要となっている。また、ニホンジカの生息域拡大により、ヤマビルの生息域も拡大し、ヤマビル被害の増加も懸念される。

### ・ニホンザル

野菜類や果樹類などを中心に多くの農作物で被害が発生している。また、住宅の屋根や庭などに侵入する個体も見られ人身被害の恐れも懸念される。

### ・タヌキ、アナグマ、ハクビシン

タヌキ、アナグマ等の小動物による農作物被害も発生している。

また、住宅の床下や屋根裏への侵入などの生活環境被害も発生している。

### ・アライグマ

過去に数件の目撃情報があり、周辺の町でも被害情報、目撃情報があることから、身延町にアライグマが生息している可能性は高い。山梨県の防除計画でも、重点対応地域に設定されているので、個体数が大幅に増加する前に対応する必要がある。

### ・ツキノワグマ

近年、目撃情報が寄せられている。人家近くでも目撃されているため、人身被害の恐れも懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
イノシシ	115 a 1,069千円	103a 962千円
ニホンジカ	279 a 1,674千円	251a 1,506千円
ニホンザル	518 a 2,682千円	466a 2,413千円
合計	912 a 5,425千円	820a 4,881千円
アライグマ	目撃情報があるが不明	発見した場合は速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える。
タヌキ アナグマ ハクビシン	具体的な被害データは確認されていない	被害の発生防止に努める。
ツキノワグマ	目撃情報があるが不明	被害の発生防止に努める。

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の特定鳥獣保護管理計画に基づき特定鳥獣適正管理事業を実施</li> <li>・ 捕獲檻やサルの囲い罠を導入し、被害地区に設置、加害個体の捕獲。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化により捕獲従事者が減少しており、担い手の確保が必要である。</li> <li>・ 多くの人が就業者のため一部隊員の負担が大きくなっている。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域総合整備事業により侵入防止策設置について過去3年間で整備延長約4,700m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置後の管理が行き届かず機能していないものがある。</li> <li>・ 被害地域の拡大により、農家個別の対策だけでは限界があり、集落単位での対策が必要となっている。</li> </ul>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

引き続き、国・県の補助事業を活用し、防除柵設置や対象鳥獣の生息状況調査、生息環境整備を行う。また、管理捕獲による個体数調整、加害個体の捕獲をより効果的に行える体制の整備を行う。

#### ◆ 被害防止体制に関する取り組み

- ・ 研修会、講習会の実施。
- ・ 地域住民に対し、鳥獣害防除に関する知識や技術の情報提供。
- ・ 集落全体で被害防止に取り組む体制の推進、整備。

#### ◆ 被害防止及び生息環境の整備に関する取り組み

- ・ 侵入防止柵の設置
- ・ 防護柵設置のための資機材費の補助。
- ・ 耕作放棄地の刈払い、放任果樹のもぎ取り、除去等の推進。
- ・ 追払い用機材の購入。
- ・ 発信機による対象鳥獣の生息状況調査とそれに基づく住民主体の被害防止対策の実施体制の構築。

#### ◆ 個体数調整等捕獲に関する取り組み

- ・ より効果的な捕獲を行うための体制整備。
- ・ 個体数調整のための捕獲檻の購入。
- ・ 被害地区と猟友会が連携した捕獲活動の実施。
- ・ 猟友会に捕獲奨励金の交付及び免許登録手数料、活動費の補助。

#### ◆ その他の取り組み

- ・ タヌキ、アナグマ等の小動物による被害に対する対策の検討。
- アライグマの生息状況、被害状況の調査。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

身延町猟友会に委託し、イシ・ニホンジカは狩猟期を除く期間、ニホンザルは年間を通じて実施している。鳥獣被害対策実施隊は各分会より選出された身延分会 25 名・中富分会 17 名・下部分会 44 名で構成されている。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R2 年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民へ狩猟免許の取得及び猟友会への加入を促す</li> <li>・ 猟友会に対する捕獲奨励金の交付</li> <li>・ 猟友会への活動費の補助及び狩猟免許手数料の補助</li> <li>・ アライグマについては県が実施する捕獲従事者講習会への参加、従事者登録による捕獲者の確保</li> <li>・ 捕獲檻を、鳥獣が頻繁に出没する地域へ設置</li> </ul>
R3 年度	ニホンジカ	
R4 年度	ニホンザル	
	アライグマ	
	タヌキ	
	アナグマ	
	ハクビシン	
	ツキノワグマ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	農地周辺に生息し、農作物に被害を与える個体を中心に捕獲。
ニホンジカ	農地周辺に生息し、農作物に被害を与える個体を中心に捕獲。
ニホンザル	農作物に被害を与える加害群・個体を捕獲。
アライグマ	エサ場となる農地に隣接する倉庫や寺社などに巣を作ることが多いため、近くに捕獲檻等を設置し、可能な限り捕獲。
タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害発生箇所周辺に捕獲檻等を設置し、可能な限り捕獲。</li> <li>・ ツキノワグマについては、人身被害発生や同一個体が住宅周辺に出没を繰り返すなど、人身被害が懸念される場合において最小限の捕獲。</li> </ul>
アナグマ	
ハクビシン	
ツキノワグマ	

○近年の捕獲実績

平成 28 年度	有害捕獲	管理捕獲	計
イノシシ	0	91	91
ニホンジカ	6	444	450
ニホンザル	0	145	145
ハシブトカラス			
ハシボソカラス	12	0	12
捕獲総数	18	680	698

平成 29 年度	有害捕獲	管理捕獲	計
イノシシ	1	167	168
ニホンジカ	3	558	561
ニホンザル	0	240	240
ツキノワグマ	2	0	2
ハシブトカラス ハジボソカラス	4	0	4
捕獲総数	10	965	975

平成 30 年度	有害捕獲	管理捕獲	計
イノシシ	0	206	206
ニホンジカ	20	606	626
ニホンザル	0	204	204
ツキノワグマ	4	0	4
捕獲総数	24	1016	1040

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2 年度	3 年度	4 年度
イノシシ	200 頭	200 頭	200 頭
ニホンジカ	500 頭	500 頭	500 頭
ニホンザル	200 頭	200 頭	200 頭
アライグマ タヌキ アナグマ ハクビシン ツキノワグマ	被害・目撃箇所周辺において、加害個体の徹底した捕獲を実施する。 ツキノワグマについては、被害状況に応じた最小限の捕獲を実施する。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
身延町猟友会に依頼し、被害地域を中心に銃器・わなによる管理捕獲・有害捕獲を年間通して実施する。また、被害地区と猟友会が連携し、捕獲檻による加害個体の捕獲を行う。アライグマについて

は、「第2期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲を実施する。特に、エサ場となる農地に隣接する倉庫や寺社などに巣を作ることが多いため、捕獲檻等を設置し被害防止に努める。また、ツキノワグマについては、専用捕獲檻等の設置または銃器により加害個体の捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
身延町全域	タヌキ・アナグマ・ハクビシン

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2年度	3年度	4年度

イノシシ シカ サル	・ 中山間総合整備事業 （身延北部・南部）電 気柵・防護柵 ・ 鳥獣防除用施設資材 費補助（身延・中富・ 下部地区）	・ 中山間総合整備事 業（身延北部・南部）電 気柵・防護柵 ・ 鳥獣防除用施設資 材費補助（身延・中 富・下部地区）	・ 中山間総合整備事業 （身延北部・南部）電 気柵・防護柵 ・ 鳥獣防除用施設資材 費補助（身延・中富・ 下部地区）
------------------	---	---	---

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ ハクビシン ツキノワグマ	・ 耕作放棄地の刈払い、放任果樹の除去等の推進。 ・ 発信機によるサルの生息状況調査の実施。 ・ サルの生息状況調査に基づく住民主体の被害防止体制の構築。 ・ 集落単位での追い払いの推進。 ・ 各種研修会、講習会への参加による鳥獣害防止技術者の育成。 ・ アライグマについては県が実施する捕獲従事者講習会への参加、従事者登録による捕獲者の確保。
3年度	〃	〃
4年度	〃	〃

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
身延町	情報収集・住民への注意喚起・関係機関への連絡・捕獲等同行・現場での指示
山梨県峡南林務環境事務所	関係機関への連絡・現場での指示

山梨県峡南農務事務所	関係機関への連絡・現場での指示
峡南猟友会 身延分会長・中富分会長・ 下部分会長	追払い・捕獲行為の実施
南部警察署	現場での指示

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、  
猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制

住民等→市町村→南部警察署 →峡南猟友会（身延・中富・下部各分会長） →山梨県峡南林務環境事務所 →山梨県農務事務所
---

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・「山梨県管理捕獲実施要領」及び「山梨県有害鳥獣捕獲実施要領」に基づき捕獲後は適正に処理する。（ただし、「第2期山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき捕獲したアライグマについては焼却処分とする。）
--

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

・食品としての利用等については予定なし。
----------------------

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	身延町有害鳥獣対策協議会 (平成21年3月設置)
構成機関の名称	役割
身延町	協議会の運営・提言(事務局)
身延町議会	農作物野生鳥獣被害対策の助言
山梨県峡南林務環境事務所	鳥獣被害防止に関する助言・指導
山梨県峡南農務事務所	鳥獣被害防止に関する助言・指導
農業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導
山梨県農業共済組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導
鳥獣害防止技術指導員	鳥獣被害防止に関する助言・指導
峡南猟友会 (身延・中富・下部各分会長)	情報提供と被害対策への協力
身延町農業委員会	情報提供と被害対策への協力
鳥獣保護管理員	情報提供と被害対策への協力

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県森林総合研究所	情報提供と被害対策への協力
山梨県総合農業技術センター	情報提供と被害対策への協力

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度10月に設置。
○構成
・町職員(鳥獣害対策担当職員)
・猟友会員(86名)
○活動内容

各分会ごとで活動（身延分会・中富分会・下部分会）

- ・有害獣の捕獲
- ・追払い活動
- ・箱わなの点検

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。